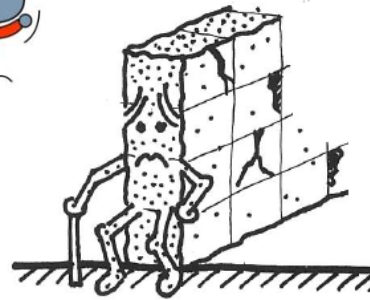


ブロック塀等の撤去を

される方は

事前に申請すると

最大 **15万円** もらえます



目的	大地震発生によってブロック塀等が倒壊すると、ブロック塀等の近くにいた人が怪我をし、死に至る場合もあります。そこで西尾市ではこれら危険なブロック塀等の撤去工事を行う場合に、その撤去費用を補助します。	
対象の塀	コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの 組積造の塀 で、道路からの高さが1 m以上 かつ 組積造の高さが80cm 以上 のもの	
対象箇所	道路や公園、学校などの人が通る公共施設に面している部分 (水路などの、人が通らない公共施設は対象になりません。)	
通学路等	通学路、災害時の避難路、その他市長が定める路線（建築課で確認）	
対象工事	<p>補助対象となるブロック塀等の組積造部分の高さ80cm 以上を撤去すること</p> <p>注) 1 の敷地で受けられる ブロック塀撤去費補助は、1 回限りです。</p>	<p>注意!</p> <p>交付決定前に工事着手してはいけません 書面の契約が必要です</p>
補助の額	<p>撤去工事費と基準額（1万円/m）のいずれか少ない額の 2分の1 の額を限度に、最大 10万円（千円未満切捨て） （通学路等 に面する場合は、3分の2 の額を限度に、最大 15万円）</p>	

